

## 平成19年度の美郷町国民健康保険税納税通知書をお届けします

### 40歳未満の人の場合

- ・国保税のうち医療分を納めます。
- ・介護分の負担はありません。

**国保税** = **医療分のみ**

#### ●国保税の決め方

次の4つの項目を組み合わせると1世帯ごとの国保税額が決まります。



#### 医療分

- ・所得割額 → 所得(課税総所得金額)に応じて計算 → 7.4%
- ・資産割額 → 資産(固定資産税)に応じて計算 → 31.2%
- ・均等割額 → 加入者数に応じて計算 → 23,100円
- ・平等割額 → 1世帯いくらと計算 → 21,700円

※賦課限度額は、56万円です。

国民健康保険税(国保税)は、その年に予測される医療費の総額から、町民の皆さんがお医者さんで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた分を税金として納めていただくものです。(40歳以上65歳未満の方は、介護保険分も合わせて納めていただきます。)

国保税は所得割、資産割、均等割、平等割をもとに算定し、一世帯ごとの税額を決め、毎年4月1日現在、国保に加入している世帯に課税されます。(※)

7月中旬に、国保加入者のいる世帯の世帯主に納税通知書をお届けします。税額については次のとおりです。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※4月1日現在、国保に加入している世帯で、その後国保税が課税されるまでの間に被保険者の人数が変わったなど世帯の状況に変更があった場合には、それに応じて課税した納税通知書をお届けします。

### 65歳以上の人の場合

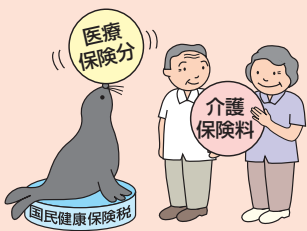
- ・国保税のうち医療分を納めます。
- ・介護保険料は、国保税とは別に納めます。

**国保税** = **医療分のみ**

#### ●国保税の決め方

40歳未満の人と同じ計算方法で決めます。

※介護保険料については16ページをご覧ください。



### 40~64歳の人の場合

医療分と介護分を合わせた額の国保税を納めます。

**国保税** = **医療分 + 介護分**

#### ●国保税の決め方

40歳未満の人と同様の計算で、医療分の税額を計算し、それに次の計算方法で算出される介護分を足して税額が決まります。



#### 介護分

- ・所得割額 → 所得(課税総所得金額)に応じて計算 → 1.2%
- ・資産割額 → 資産(固定資産税)に応じて計算 → 8.0%
- ・均等割額 → 加入者数に応じて計算 → 7,100円
- ・平等割額 → 1世帯いくらと計算 → 4,200円

※同じ世帯の40~64歳以外の人の所得などは、介護分の計算に影響しません。

※賦課限度額は、医療分が56万円、介護分が9万円です。

特別な事情により納付が困難なときは未納のままにしないで、早めにご相談ください。分割して納める方法や、場合によっては減免制度が適用になることもあります。



役場(千畑庁舎) 税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2102、2109)

## 美郷町職員を募集します

美郷町では、平成20年4月以降に採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

### ○試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
上級一般事務	若干名	一般的な行政事務に従事します。

### ○受験資格 (1)の要件のいずれかを満たし、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

#### (1)上級一般事務

- ・昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。
- ・昭和61年4月2日以降に生まれた者で大学卒または平成20年3月卒業見込の者

#### (2)欠格事項

- ・日本の国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

### ○試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

- (1)第1次試験 大学卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行います。
- (2)第2次試験 口述試験、作文、適性検査、身体検査(健康診断書の提出)を行います。
- (3)資格調査 受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

### ○試験日及び会場

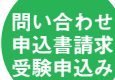
- <第1次試験> 日 時●9月16日(日) 午前10時～正午  
会 場●秋田大学(秋田市手形学園町1番1号)
- <第2次試験> 詳細は第1次試験合格者に通知します。

### ○申込用紙の請求

申込用紙の請求を7月2日(月)から受け付けますので、役場(六郷庁舎)総務課に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(A4)を必ず同封してください。

### ○申込受付期間 8月1日(水)～8月22日(水)

申し込みは平日の午後5時までとし、郵送の場合は8月22日(水)までに着信のものに限り受け付けます。土曜日・日曜日は受け付けません。



役場(六郷庁舎)総務課 行政班  
〒019-1404 美郷町六郷字上町21  
☎0187(84)1111(内線1242) ☎0187(84)1117

## 農地に建物等を建築する場合は「農業振興地域整備計画」にご注意ください

町内の農業振興を図るための基本計画および優良農用地の保全を図るため「美郷農業振興地域整備計画」が定められています。

事業者が建物の建築等のため、農業振興地域内の農地(田や畑など)をやむを得ず転用しなければならない場合は、農用地区域からの除外手続きが必要となります(ただし、除外目的や農地の条件等によっては、除外できない場合があります)。この手続きにかかる期間は通常約4カ月半から6カ月ほどで、農地転用の許可が出るまでは土盛りなどに着手することができません。農地転用が伴う事業については、慎重な計画を立てる必要がありますのでご注意ください。

また、この農振計画の変更は年に2回行う計画で、今年は8月から2回目の手続きを開始する予定です。詳しくは役場農政課までお問い合わせください。



役場(仙南庁舎)農政課 農村整備班 ☎0187(84)4908(内線3204)